時事新報

第千四百三十一號

明治十九年十一月十二日金曜日（丙子）
舊丙戌十月十七日
日出午前六時三十四分　日入午後四時五十四分
月出午後五時二十五分　月入午前六時三十一分
滿潮午前五時五十分　午後六時零六分
（西曆一千八百八十六年）

時事新報定價（明治十九年十月一日改正）
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓
時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月廿六錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

東京百萬の府民に運動を勸告す

小林梅四郎稿

一日に三度の食事が命を繋ぐに必要なる如く日々適度の運動も亦身体を保つに必要なりとは生理學の初歩にも說ける所なれば人に向つて此運動の事を勸むるは恰かも渴しなば飲むべし飢へなば喰ふ可しと謂ふと同じく明白至極の事柄にてあれど事々しく云ふは如何のものと思はるれど今月今日東京府民に對しては大に然らざる狀況あるを覺ゆるなり全体日本人は一般に運動を大切視せざる中にも東京府民程甚しき者はなく其男子たる者二六時中室內に兀坐して職業に從ふ者多く或は外出の要ある者も車に乘りて出入し身体を動し勞する事なく步行とては雜用に促されて唯一日幾回か狹き室內を往來するに過ぎず況してや女子たる者は深く屋後に閉居して終日日光をさへ見る事も稀なれ小兒を相手に爐の見張りを常職となす抔一年三百六十五日男女とも戶外へ出づるは只一箇月に一二度緣日の夜見世に逍徉するのみ、不養生の極點言語同斷沙汰の限りと申すべし左ればこそ骨は飽く迄細くして肉極めて少なく顏色靑白くして殆んど生物とは思はれず、一日已むを得ざる事情ありて繁劇の間に投ずれは三日は頭を擧げ得ざるの主人、一夕隣家の茶席に招かれて早や胃腸を損し醫士の來診を煩はすの細君、滔々として總て皆是れなり或る西洋人は東京府民を評して男子は影法師（かげぼふし）の如く女子は幽靈に似たりと謂へりとぞ成程彼等の目より許すれば左のみ奇語とも思はれざるべし

總て人間の働きは智識上身体上ともに一身の健康より生ずるものなれば尋常の時勢にても身体の健康は最大緊要の事なるに殊に今や條約改正して內地雜居は明日か明後日かの境にありて其曉には日本商工百般の事業復た今日の如く安閑遲鈍の有樣にある可きにあらず萬國の人と文明世界優勝劣敗の土俵の上に立ち合はざる可らざる非常の時勢に差し迫りて東京府民は第一に其衝に當る可きものなるに斯る淺ましき有樣にては智識上は謂ふに及ばず單に身体上にても彼外人と其鋒先を爭ふ克はざるは既に掛けて見るが如しいと心細きの限りならずや且夫れ身体の事は啻に今月今日の人に取りて大切なるのみならず後世子孫に大關係を保ち後世子孫の盛衰强弱殆んど全く當代人の健不健にありて存するものたるは理の最も明かなる所なり左れば東京府民が今日の如き不養生千萬の風習を改め少なくとも一日に三四度の運動は公園にまれ市中にまれ必ず之れを實行するの樣に至らざれば啻に影法師、幽靈の評を免かるゝ克はざるのみにあらず當代の影法師、幽靈は第二世の影法師、幽靈を生ミ三世四世順次に其度を進めて遂には東京百萬の大都も昔し話の所謂化物屋敷の中心となり物の用に立つ者とては無きに至らん實に恐ろしき事共なり

近頃食物改良論大に實際に行はれ從來の菜食顏色なくして肉食新たに面目を開き紳士紳商の集會は勿論鯨飲泥醉して盃盤狼籍の間に高談放吟、起舞奪戰の愉快は日本料理に限るなど信じ切たる少年の集會を始め商工社會全般の飮食も次第に洋風に傾き現に東京府下にて消費する肉類斤量統計の表に於て其實行の著しき進步と認むるは賀すべきの至りなりと雖も余輩は之を賀すると同時に又心中竊に心配する所なきにあらず即ち前陳の如く未だ運動を重んずるの風習行はれざればなり元來東京府民の如き者の身体を健强にせんとする上より考ふる時は食物を改良するは積極の事にして運動の風習を養成するは消極の事に屬すれば事の順序より先消極の運動を十分に行ひ然る後積極の食物改良に着手せざれば徒らに金錢を費やし力を勞して事實其效能は皆無に屬するを免れざる者ならん一日に精肉一斤鷄卵十箇牛乳三合パン一斤と飮食する紳士と見れも其筋骨脆弱にして顏色蒼々宛然として喪家の狗の如くなるに一膳飯に澤庵を添へ番茶を掛けて街頭に立食する車夫が骨格逞ましくして皮肉に光澤を帶び恰も千里の駒の如きは何故ぞ即ち彼れは積極の事に走りて消極の事を忘れ此れは專ら消極の事を勸めたるの結果にして積極に屬する食物改良は如何に其進步著しきも消極に屬する運動不完全にては身体の健强得て望むべきものに非ずとの眼前の實例を示すものなり且夫れ消極の運動を棄て、積極の食物改良に走るは經濟上不利にして其効能なき其上に却て身体を損傷するの恐れも亦甚だし或人の言に世間餓死する者は少なくして飽死する者多しと蓋し人間の弱點として兎角胃腸の力量を計らずして其度を過ごし勝ちなるに菜食に比して肉食は實際口にも美なるよりして一喫其芳味を忘る可らず菜食は身体に宜しからず食物は肉食に限る抔と興に乘じて其度を過し食物を消化せずして恰も之を腐敗せしめ、爲めに種々の病を引起すの例は醫家の經驗に於て珍らしからぬ事にして或人の一言は此邊の害惡を論破しゐるものあらん

斯く謂へば迚余輩は食物改良を不必要と謂ふにあらず身体を健强にせんには食物の改良と運動の習慣とは東京府民に取りて車の兩輪飛鳥の双翼并存して偏廢すべからざるものなれば可成滋養多き肉食に改む可きは勿論なれども單に食物をのみ改良し身体の健强を謀るに至りて盡せりとして得々たるは一方に得て一方に失ひ差引費用と勞力との損毛を蒙るものなれバ先づ消極の運動を十分にして積極の食物改良を水泡に屬せしめざるの工風を勸告するものなり語を寄す東京百萬の府民は春夏秋冬四時の好時節を利して一箇月一二回の郊外遠足は勿論、平日にても晴天には公園又は市中の散步、雨天には室內に又軒下に瞬く程の時間にても運動の事に利用して身自から影法師幽靈の地位を脫出して兼て又二世三世の影法師、幽靈を造り出さゝる樣に心掛るは啻に一身の爲のみならず又天下後世の幸福の基なる可し

官報

○大藏省令第三十二號

本月償還スル七分利付金祿公債元金三百萬圓並ニ六分利付同公債元金二十萬圓ニ對スル現金ノ代リトシテ整理公債證書ノ交付ヲ望ムモノニハ整理公債假證書ヲ交付スルモノトシ其取扱左ノ通相定ム

明治十九年十一月十一日　大藏大臣伯爵松方正義

一假證書ノ交付ヲ望ムモノハ東京府下ハ大藏省ニ其他ハ所轄廳ヨリ當籤證書記番號告示ノ日ヨリ十日以內ニ各自元利金ノ交付ヲ受クヘキ日本銀行本支店又ハ代理店ヘ申込ムヘシ、但シ本文ノ期日內ニ申込ナサヽルモノハ總テ現金ヲ以テ拂渡スモノトス

一假證書ノ利子ハ來ル十二月分ヨリ付スルモノトス、但シ本年十二月分ノ利子ハ假證書交付ト同時ニ拂渡スモノトス

一假證書ハ抵當ニ差入ル、ノ外授受賣買スルヲ得サルモノトス

一假證書ハ來ル明治二十年三月十五日ヨリ同三十一日マテニ日本銀行本支店又ハ代理店ニ於テ本證書ト交換スヘキモノトス、但シ記名證書ト交換セントスルモノハ第一項申込ト同時ニ其旨ヲ申出ヘシ

一假證書ハ前項ノ交換期限後一箇月ヲ過クルトキハ無效トス

○東京府告示第百十一號

本月十五日ヨリ通常府會及區部會郡部會ヲ開ク

明治十九年十一月十一日　東京府知事高崎五六

○警察令第二十一號

虎列剌病流行漸ク終熄ニ赴キ候得共尙多少ノ病毒ヲ遺存スルヤモ難保ニ付本月ヨリ來十二月ノ間大下水地先下水等定期浚渫ノ際私有地內下水モ充分浚渫修理ヲ爲スヘシ、但浚渫ノ日限及汚泥棄場ハ區役所ヨリ指示スヘシ

明治十九年十一月十一日　警視總監　三島通庸

○警視廳告示第十四號

本年（八月）告示第十號各檢査所ヲ廢止ス

明治十九年十一月十一日　警視總監　三島通庸

○警視廳告示第十四號參照

明治十九年（八月）告示第十號

本年七月當廳告示第四號ニ記載シタル各檢疫所ヲ廢止シ虎列剌患者又ハ其死屍ヲ他縣ニ出シ若クハ他ヨリ入ラシメザル樣左ノ箇所ニ於テ檢査セシム

新橋停車場、品川停車場、鈴ケ森、品川沖第二臺場、上野停車場、赤羽村巡査派出所、高井戶巡査派出所、練馬村巡査派出所、岡村巡査派出所、保木間村巡査派出所、小菅村巡査派出所、新堀村巡査派出所、和泉村巡査派出所、世田ヶ谷村巡査派出所

○公債償還　大藏大臣より昨十日東京府へ左の通達せり

五分利付六分利付及び七分利付金祿公債元金償還の爲來る十三日其府へ當省國債記錄局の官員出張拂渡執行爲致ニ付當日該公債證書所持する債主拾名以上を選み立會人として午前第九時出頭候樣取計ふべし

（以上本年十一月十一日官報）

○布哇國移住諸國人の勞働及賃銀（昨日の續き）

第十二問　何國の勞働者を一般貴重にするや

答　葡人　四割六分　淸人　二割四分
　　日人　三分　　　南人　三分
　　獨人　三分　　　布人　二割一分

此の一項は本篇中最注意を要すべき一點たるが故に聊卑見を下し陳述する所あらんとす既に篇首に揭ぐる如く在布の移住民多しと雖我が邦人と併立して耕地に勞働するの多きは支那人葡人の兩民ありとす而して支那人は布政府之を抑止するの制定あるを以て漸次減少するも增加すべき者に非ずと見做し暫く之を度外に措くときは眞に我が邦人と勞働の優劣を比較し其聲價を競爭す可き者は唯一の葡民あるのみ故に本官赴任の初に當り政府の官吏は勿論其の他我移住民に關係を有する外人に逢ふ毎に必先づ質すに我が邦人の聲價如何を以てす而して其の之に答ふる所或は其の氣象支那人に異なるを稱し或は其の誠實勤勉葡人に勝れりと唱へて賞讚至らざる所なく中間偶々之が批評を爲す者ありと雖彼等風俗事業に慣れざるが故に動すれば苦情を鳴らすの弊ある是其の一瑕瑾たりと云ふに過ぎざるのみ彼我事情に通曉せる布公使すら猶我が勞働者を以て若し嚴に勞役の習慣を得は世界無比の農夫たるべしと稱するに至れり耳朶に觸るゝの世評大抵此の如くなるを以て其の頃本官にも多少同一の感覺を起し布人の我が勞働者を賞讚するは或は溢其勤勉力は外人に超越する所ありて然るや否や想像を懷かざるに非ざりき然るに當來各耕地を巡廻し親しく彼等勞役の實況を一覽し之を淸葡兩民に比較するに小異に歸し又は一時の剿術に出て奮勵の氣力を顯はすが如きは其我か人民の固有性にして淸民に曾て聞かざる所あれ共其耐忍不倦の氣質を有するは我か邦人常に其下に出づるか如し又農
事と雖彼多くは慣
はざるは言を俟た
力固より之に適ひ
就業の間妄に苦情
の便あり殊に風俗
同小異あるか故に
民と葡人と布國の
すると雖きの感
すに彼猶其爽貶す
を辨する能はさり、
て疑團の釋然たる
は雇主全般の四割
我邦人に至りては
多く又葡淸の如く
とは雖要するに其
を生せしは言を俟
此の如く厚さに拘
加ふるの狀態ある
此の低價ある勞働
と謀るが爲にし
るあり若し此の如
或は怠慢放逸に流
上に止らざるや明
りて我又之を利し
らざるあり此の如
る蓋又雖きに非ざ

第十五問　何國

答　葡人　三
　　日人　一

第十六問　何國

答　葡人　一
　　日人　二

元來我が渡航者十
可きに田間に在て
の多きを得たり是
するの多きに由ら
間の事業たる風土
重大なる甘蔗を結
す又連綿勞働の慣
はざる所あり然る
る者多し是彼等の
を厭ゆるなり

第十七問　何國

答　葡人　六
　　獨人　一

牛馬の使用は我か
る地方ーきの故あ
是此の段中に我か
きを見て二三の蹈
果して淸當なるや

第十八問　移住

答　勞働者の使用
本人を以て最
本人は移住の
當初に比すれ
本人に付き擾
原由せしあり
の不便を訴へ
當初は彼等
對遇を受又給
都て安心就業
ずして廢惡に
次其の風を減
般の冀望する
の費用漸大なる
に貴重する所
移住民中最貴
此の項は前文第十
により別に辨明を
又布哇人の槪況を
八十四年の調査に
八千五百人ノ又雜
四千二百人ありと
此の人民到る所我